

北海道地球温暖化防止対策条例施行規則

平成 21 年 12 月 22 日規則第 105 号

改正 平成 22 年 3 月 16 日規則第 11 号
平成 22 年 3 月 19 日規則第 14 号
平成 24 年 9 月 14 日規則第 75 号
平成 26 年 3 月 28 日規則第 17 号
平成 27 年 10 月 2 日規則第 80 号
平成 28 年 3 月 11 日規則第 14 号
平成 29 年 2 月 24 日規則第 9 号
平成 31 年 2 月 26 日規則第 8 号
令和 5 年 3 月 31 日規則第 31 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 事業活動に関する地球温暖化対策（第 4 条—第 10 条）
- 第 3 章 交通に関する地球温暖化対策（第 11 条—第 13 条）
- 第 4 章 機械器具に関する地球温暖化対策（第 14 条・第 15 条）
- 第 5 章 建築物に関する地球温暖化対策（第 16 条—第 20 条）
- 第 6 章 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策（第 21 条—第 25 条）
- 第 7 章 雑則（第 26 条・第 27 条）
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北海道地球温暖化防止対策条例（平成 21 年北海道条例第 57 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「年度」とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいう。

(再生可能エネルギー)

第 3 条 条例第 2 条第 6 号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 太陽熱
- (2) 雪氷
- (3) その他知事が定めるもの

第2章 事業活動に関する地球温暖化対策

(特定事業者)

第4条 条例第14条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 道内に有する全ての工場、事務所その他の事業場（次号及び第26条第2項において「工場等」という。）の原油換算エネルギー使用量（前年度において使用した燃料の量並びに前年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条各項に規定する方法により原油の数量に換算した量を合算した量をいう。次号において同じ。）の合計が1,500キロリットル以上である者
- (2) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。第4号ア、第13条第1号及び第14条第1号において「省エネルギー法」という。）第19条第1項に規定する連鎖化事業者であって、当該連鎖化事業者が道内に有する全ての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業（同項に規定する連鎖化事業をいう。）の加盟する者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500キロリットル以上であるもの
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業を営む者であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の規定により使用の本拠の位置を道内に登録している自動車の前年度の末日における総数が、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの
 - ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）の数が100台以上であること。
 - イ 道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業（同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車の数が100台以上であること。
 - ウ 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の数が150台以上であること。
- (4) 道内において地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号。以下「温暖化対策推進法施行令」という。）第5条第10号から第16号までに規定する事業活動を行う者（前年度の4月1日における常時使用する従業員の数が21人以上である者に限る。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの
 - ア 温暖化対策推進法施行令別表第7の中欄に掲げる事業活動を行う者であって、同欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素（エネルギー（省エネルギー法第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の使用に伴って発生するものを除く。）の道内における前年度の排出量に1を乗じて得た量が3,000トン以上であるもの
 - イ 温暖化対策推進法施行令別表第8の中欄に掲げる事業活動を行う者であって、同欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの道内における前年度の排出量に25を乗じて得た量が3,000トン以上であるもの
 - ウ 温暖化対策推進法施行令別表第9の中欄に掲げる事業活動を行う者であって、同欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の道内における前年度の排出量に298を乗じて得た量が3,000トン以上であるもの

エ 温暖化対策推進法施行令別表第 10 の中欄に掲げる事業活動を行う者であつて、同欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるハイドロフルオロカーボンの道内における前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間の排出量に温暖化対策推進法施行令第 4 条第 4 号から第 22 号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第 4 号から第 22 号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が 3,000 トン以上であるもの

オ 温暖化対策推進法施行令別表第 11 の中欄に掲げる事業活動を行う者であつて、同欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるパーフルオロカーボンの道内における前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間の排出量に温暖化対策推進法施行令第 4 条第 23 号から第 31 号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第 23 号から第 31 号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が 3,000 トン以上であるもの

カ 温暖化対策推進法施行令別表第 12 の中欄に掲げる事業活動を行う者であつて、同欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の道内における前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間の排出量に 2 万 2,800 を乗じて得た量が 3,000 トン以上であるもの

キ 温暖化対策推進法施行令別表第 13 の中欄に掲げる事業活動を行う者であつて、同欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふつ化窒素の道内における前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間の排出量に 1 万 7,200 を乗じて得た量が 3,000 トン以上であるもの

(事業者温室効果ガス削減等計画書の提出)

第 5 条 条例第 14 条第 1 項の規則で定める期間は、事業者温室効果ガス削減等計画書を提出する日の属する年度を初年度とする 3 年間（次項及び次条第 3 号において「計画期間」という。）とする。

2 条例第 14 条第 1 項の規定による事業者温室効果ガス削減等計画書の提出は、計画期間の初年度の 7 月末日までに別記第 1 号様式の事業者温室効果ガス削減等計画書により行うものとする。

3 前項の計画書は、当該計画書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

(事業者温室効果ガス削減等計画書の記載事項)

第 6 条 条例第 14 条第 2 項第 5 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の概要
- (2) 事業活動に伴う温室効果ガス排出原単位（温室効果ガスの排出の量を生産数量又は建物延床面積その他の当該排出量と密接な関係を持つ値で除した値をいう。）、当該原単位に用いた指標及び当該指標の設定方法
- (3) 計画期間
- (4) 条例第 14 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に規定する措置の実施時期
- (5) 条例第 14 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に規定する措置以外の地球温暖化の防止を図るために講ずる措置及びその実施時期

(変更後の事業者温室効果ガス削減等計画書の提出)

第7条 条例第14条第3項の規定による変更後の事業者温室効果ガス削減等計画書の提出は、変更後速やかに別記第1号様式の事業者温室効果ガス削減等計画書により行うものとする。

2 前項の計画書は、当該計画書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

(事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書の提出)

第8条 条例第15条の規定による事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書の提出は、措置を実施した翌年度の7月末日までに別記第2号様式の事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書により行うものとする。2 前項の報告書は、当該報告書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

(事業者排出量簡易報告書の提出)

第9条 条例第16条第1項の規則で定める期間は、事業者排出量簡易報告書を提出する日の属する年度の前年度の1年間とする。

2 条例第16条第1項の規定による事業者排出量簡易報告書の提出は、毎年度7月末日までに、別記第3号様式の事業者排出量簡易報告書により行うものとする。

3 前項の報告書は、当該報告書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

(事業者排出量簡易報告書の記載事項)

第10条 条例第16条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の概要
- (2) 温室効果ガスの排出の量の削減等のために実施した取組を記載する場合にあっては、当該取組
- (3) 再生可能エネルギーの導入のために実施した取組を記載する場合にあっては、当該取組

第3章 交通に関する地球温暖化対策

(アイドリング・ストップを要しない場合)

第11条 条例第20条第1項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第7条の規定により信号機の表示する信号等に従って自動車等を停止する場合その他同法の規定に基づき自動車等を停止する場合
- (2) 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車当該緊急用務のために使用されている場合
- (3) 交通の混雑その他の交通の状況により自動車等を停止する場合
- (4) 自動車等の原動機を貨物の冷蔵等に用いる装置その他の附属装置（自動車の運転者室又は客室の冷房又は暖房を行うための装置を除く。）の動力として使用する場合
- (5) 人の乗降のために自動車等を停止する場合

- (6) その他やむを得ないと認められる場合

(特定駐車場等)

第 12 条 条例第 20 条第 3 項の規則で定める規模は、自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 平方メートルとする。

- 2 条例第 20 条第 3 項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかに該当する方法によるものとする。
- (1) 看板の設置
 - (2) ポスター等の掲示
 - (3) その他効果があると認められる周知の方法

(地球温暖化防止性能情報)

第 13 条 条例第 21 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) エネルギー消費効率（省エネルギー法第 151 条第 1 号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）
- (2) エアコンディショナーの冷媒の種類及びその使用量
- (3) リサイクルに関する情報
- (4) その他知事が別に定めるもの

第 4 章 機械器具に関する地球温暖化対策

(特定機械器具)

第 14 条 条例第 23 条の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和 54 年政令第 267 号。以下この条において「省エネルギー法施行令」という。）第 18 条第 2 号に規定するエアコンディショナーであって、直吹きで壁掛け形のをいう。ただし、その生産量又は輸入量（国内向け出荷に係るものに限る。以下この条において同じ。）が年間 500 台以上である製造事業者等（省エネルギー法第 148 条第 1 項に規定するエネルギー消費機器の製造又は輸入の事業を行う者をいう。以下この条において同じ。）が製造し、又は輸入するものに限る。次条第 1 号において同じ。）
- (2) 照明器具（省エネルギー法施行令第 18 条第 3 号に規定する照明器具をいう。ただし、その生産量又は輸入量が年間 5 万台以上である製造事業者等が製造し、又は輸入するものに限る。次条第 2 号において同じ。）
- (3) テレビジョン受信機（省エネルギー法施行令第 18 条第 4 号に規定するテレビジョン受信機をいう。ただし、その生産量又は輸入量が年間 1 万台以上である製造事業者等が製造し、又は輸入するものに限る。次条第 3 号において同じ。）
- (4) 電気冷蔵庫（省エネルギー法施行令第 18 条第 10 号に規定する電気冷蔵庫をいう。ただし、その生産量又は輸入量が年間 2,000 台（家庭用以外のものにあつては、100 台）以上である製造事業者等が製造し、又は輸入するものに限る。次条第 4 号において同じ。）

- (5) ストープ（省エネルギー法施行令第 18 条第 12 号に規定するストーブをいう。ただし、その生産量又は輸入量が年間 300 台以上である製造事業者等が製造し、又は輸入するものに限る。次条第 5 号において同じ。）
- (6) ガス温水機器（省エネルギー法施行令第 18 条第 14 号に規定するガス温水機器をいう。ただし、その生産量又は輸入量が年間 3,000 台以上である製造事業者等が製造し、又は輸入するものに限る。次条第 6 号において同じ。）
- (7) 石油温水機器（省エネルギー法施行令第 18 条第 15 号に規定する石油温水機器をいう。ただし、その生産量又は輸入量が年間 600 台以上である製造事業者等が製造し、又は輸入するものに限る。次条第 7 号において同じ。）
- (8) 電気温水機器（省エネルギー法施行令第 18 条第 26 号に規定する電気温水機器をいう。ただし、その生産量又は輸入量が年間 500 台以上である製造事業者等が製造し、又は輸入するものに限る。次条第 8 号において同じ。）

（省エネルギー性能情報）

第 15 条 条例第 23 条の規則で定める省エネルギー性能情報は、次の各号に掲げる特定機械器具の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- (1) エアコンディショナー エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギー使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成 18 年経済産業省告示第 258 号。以下「経済産業省告示」という。）1—1 のイからハまでに掲げる事項
- (2) 照明器具 経済産業省告示 2—1 のイからハまでに掲げる事項
- (3) テレビジョン受信機 経済産業省告示 3—1 のイからハまでに掲げる事項
- (4) 電気冷蔵庫 経済産業省告示 7—1 のイからハまでに掲げる事項
- (5) ストープ 経済産業省告示 9—1 に規定する省エネルギーラベル
- (6) ガス温水機器 経済産業省告示 11—1 のイからハまでに掲げる事項
- (7) 石油温水機器 経済産業省告示 12—1 のイからハまでに掲げる事項
- (8) 電気温水機器 経済産業省告示 19—1 のイからハまでに掲げる事項

第 5 章 建築物に関する地球温暖化対策

（建築物の規模等）

第 16 条 条例第 25 条第 1 項第 1 号の規則で定める建築物の規模は、床面積の合計が 2,000 平方メートルであることとする。

2 条例第 25 条第 1 項第 1 号の規則で定める改築の規模は、当該改築に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルであること又は当該床面積の合計が当該改築に係る前項に定める規模以上の建築物の床面積の合計の 2 分の 1 であることとする。

3 条例第 25 条第 1 項第 2 号の規則で定める規模は、増築に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルであることとする。

(建築物環境配慮計画書の提出)

第 17 条 条例第 25 条第 1 項又は第 3 項の規定による建築物環境配慮計画書の提出は、当該特定建築物の新築等に係る工事着手の予定日から起算して 21 日前までに別記第 4 号様式の建築物環境配慮計画書により行うものとする。

2 前項の計画書は、当該計画書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

(建築物環境配慮計画書の記載事項)

第 18 条 条例第 25 条第 2 項第 7 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該行為の種類
- (2) 工事着手の予定年月日
- (3) 工事完了の予定年月日

(変更後の建築物環境配慮計画書の提出)

第 19 条 条例第 25 条第 4 項の規定による変更後の建築物環境配慮計画書の提出は、変更後速やかに別記第 4 号様式の建築物環境配慮計画書により行うものとする。

2 前項の計画書は、当該計画書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

(工事完了の届出)

第 20 条 条例第 26 条の規定による工事完了の届出は、当該工事の完了後 15 日以内に別記第 5 号様式の建築物工事完了届出書により行うものとする。

2 前項の届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第 6 章 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策

(再生可能エネルギー計画書の提出)

第 21 条 条例第 29 条第 1 項の規則で定める期間は、再生可能エネルギー計画書を提出する日の属する年度の 1 年間とする。

2 条例第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生可能エネルギー計画書の提出は、毎年度 7 月末日までに別記第 6 号様式の再生可能エネルギー計画書により行うものとする。

3 前項の計画書は、当該計画書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

(再生可能エネルギー計画書の記載事項)

第 22 条 条例第 29 条第 1 項第 4 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) エネルギー供給事業者の概要

- (2) 条例第 29 条第 1 項第 3 号に規定する措置以外の地球温暖化防止を図るために講ずる措置

(変更後の再生可能エネルギー計画書の提出)

第 23 条 条例第 29 条第 3 項の規定による変更後の再生可能エネルギー計画書の提出は、変更後速やかに別記第 6 号様式の再生可能エネルギー計画書により行うものとする。

- 2 前項の計画書は、当該計画書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

(再生可能エネルギー計画の達成状況等報告書の提出)

第 24 条 条例第 30 条の規定による再生可能エネルギー計画の達成状況等の報告書の提出は、前年度の再生可能エネルギー計画書に基づく措置の実施の状況について、毎年度 7 月末日までに別記第 7 号様式の再生可能エネルギー計画達成状況等報告書により行うものとする。

- 2 前項の報告書は、当該報告書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

(再生可能エネルギー計画の達成状況等報告書の記載事項)

第 25 条 条例第 30 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) エネルギー供給事業者の概要
- (2) 条例第 29 条第 1 項第 2 号の目標を達成するための基本方針に基づき講じた措置
- (3) 条例第 29 条第 1 項第 3 号に規定する措置以外の地球温暖化防止を図るために講じた措置
- (4) 調達した電気の電源構成
- (5) 調達した電気のうち、道内の再生可能エネルギー源により発電された電気の量

第 7 章 雑則

(市町村の条例との関係)

第 26 条 条例第 53 条の規則で定める市町村の区域は札幌市の区域とし、同条の規則で定める条例の規定は条例第 14 条、第 15 条、第 17 条及び第 25 条から第 27 条までの規定とする。

- 2 前項の規定（条例第 14 条、第 15 条及び第 17 条に係る部分に限る。）は、特定事業者のうち、第 4 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当する者であって札幌市の区域以外の区域に工場等を有し、当該工場等において事業の全部又は一部を営むもの及び同条第 3 号に該当する者であって道路運送車両法第 4 条の規定により登録している自動車の全部又は一部の使用の本拠の位置が札幌市の区域以外の区域であるものには、適用しない。

(知事への委任)

第 27 条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。